

令和2年7月16日

都市整備部長決定

池袋地区駐車場地域ルール運用委員会設置要綱

(設置)

第1条 池袋地区駐車場地域ルール(令和2年3月31日豊都都発第1507号。以下「地域ルール」という)の運用に必要な事項の検証および見直し等を行うため、豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年豊島区条例第16号)に基づき、池袋地区駐車場地域ルール運用委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は、委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ルールの運用に必要な事項の検証及び見直し等に関すること。
- (2) 地域ルールに関する成果を区へ報告すること。
- (3) 地域ルールの運用を行う組織への指導及び助言に関すること。
- (4) 前各号に附帯する事項及びその他会長が必要とする事項。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 警視庁池袋警察署交通課長
- (3) 警視庁巣鴨警察署交通課長
- (4) 警視庁目白警察署交通課長
- (5) 東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長
- (6) 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長
- (7) 地元商業者の代表 1人以内
- (8) 地元町会の代表 1人以内
- (9) 区都市整備部長

(委員会の運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任された者をあてる。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は、会長が招集する。
- 6 会長は、必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法での会議（以下「オンライン会議」とする。）を招集することができる。
- 7 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 8 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、委任状により委任することができる。
- 9 委員会の議決は、出席した委員(委任状により議決権を行使する者を含む。)の過半数の同意で決する。
- 10 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 11 委員会は原則として公開とする。
- 12 第8項から第11項の規定は、オンライン会議を開催する場合も同様とする。
- 13 会長は、必要に応じ、委員を追加することができる。
- 14 委員会の庶務は豊島区都市整備部都市計画課において処理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和２年７月１６日から施行する。

附 則 （令和６年１０月９日）

この要綱は、令和６年１０月９日から施行する。